

## 【L P ガスの取引の適正化・料金の透明化に向けた自主取組宣言】

ダイシンガス株式会社は、2024年4月2日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）」の改正省令の施行を踏まえ、以下に関する事項を遵守し、商慣行見直しに向けて取り組むことを宣言致します。

1. 正常な商習慣を超えた利益供与や、L P ガス事業者の切替えを制限する契約締結等を行いません。
2. L P ガスの消費とは関係のない設備費用はガス料金に計上しません。なお、賃貸住宅以外のお客様については、ガス器具等の設備費用をガス料金に計上する際は、ガス基本料金及び従量料金とは切り離して表示します。
3. 賃貸住宅の入居希望者に対して、直接または不動産管理会社等を通じて、事前にガス料金を提示するよう努めます。

2024年6月20日

ダイシンガス株式会社